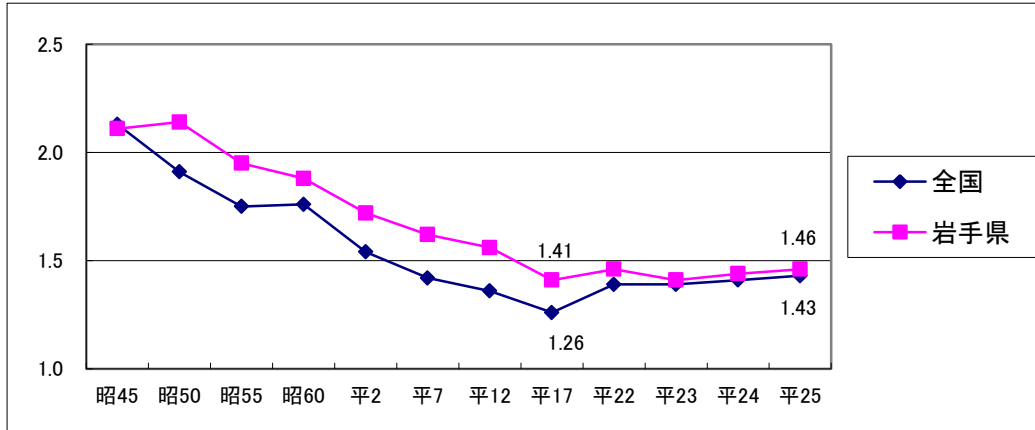


岩手県の子どもと家庭の現状について

1 少子化の動向

- ア 本県の合計特殊出生率は、昭和 50 年以降低下してきたが、近年では横ばいになっている。
イ 本県の出生数は、依然として減少しており、子どもの割合も一貫して減少している

(1) 合計特殊出生率の低下

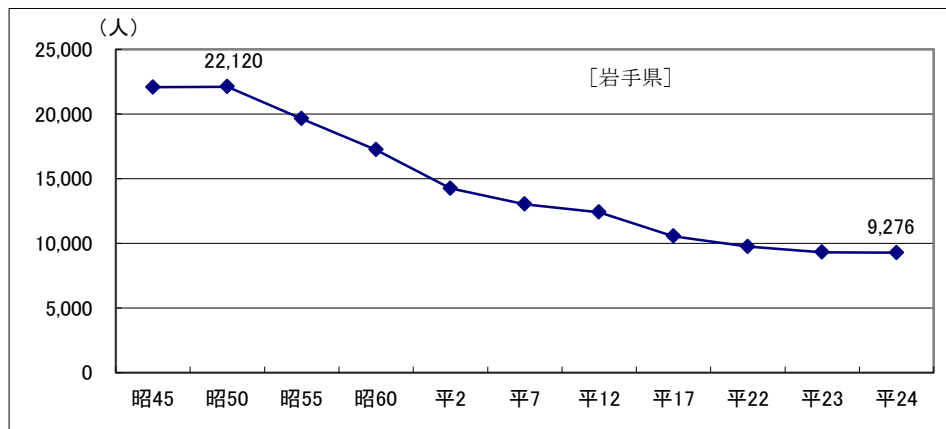


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

全国の合計特殊出生率は昭和 50 年以降、急速に減少し、平成 17 年には 1.26 まで減少したが、その後は上昇に転じている。

本県においては、平成 17 年度以降、横ばいで推移している。

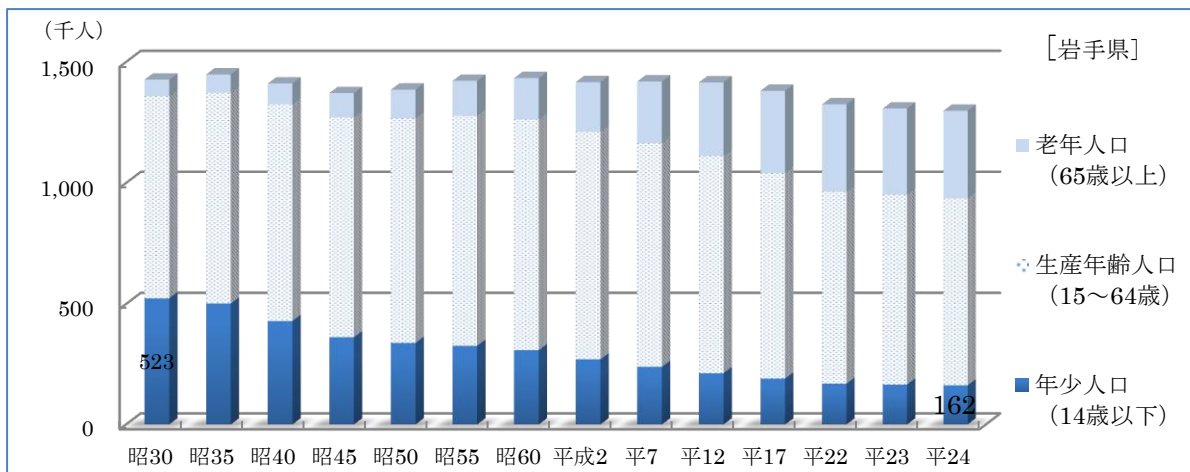
(2) 出生数の減少



(資料：岩手県統計年鑑)

本県の出生数は、昭和 50 年では 22,120 人であったが、平成 24 年には 9,276 人と減少している。

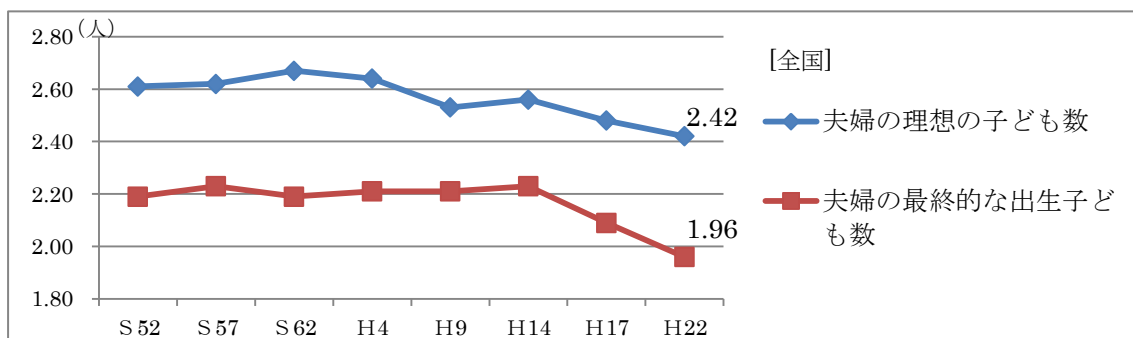
(3) 子どもの数の減少



(資料：総務省「国勢調査」、岩手県人口移動報告年報)

14歳以下の子どもの数は、昭和30年の523,296人から平成24年の162,319人へと減少し、県内人口に占める割合も36.7%から12.5%と減少している。

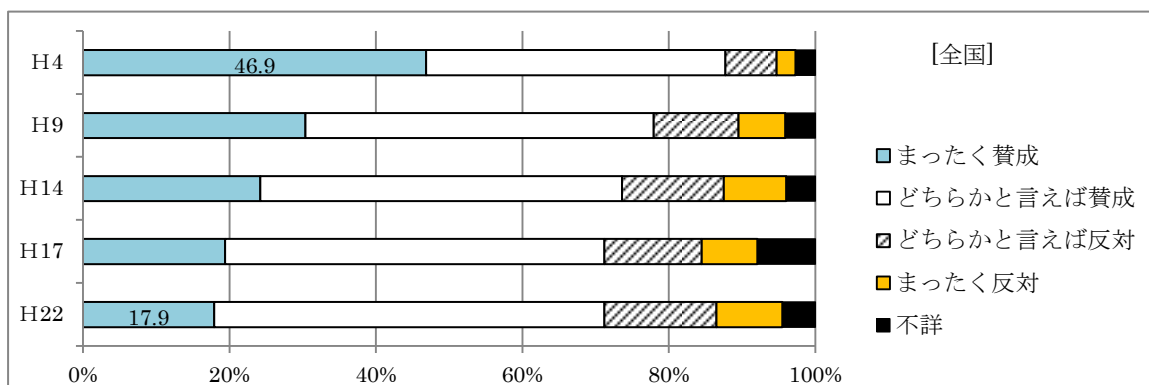
(4) 理想子ども数等の減少



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

全国の調査における夫婦の理想の子ども数と最終的な出生子ども数にはギャップがあり、また、いずれの数についても平成14年以降、減少している。

(5) 「子ども」に関する妻の意識の変化



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

全国の調査における「結婚したら子どもは持つべきだ」との設問に対する回答割合について、「まったく賛成」の割合が平成4年の46.9%から平成22年の17.9%に低下している。

2 結婚を取り巻く状況

- ア 本県の未婚率、平均初婚年齢が上昇しており、未婚化、晩婚化が進行している。
全国的な傾向としては、結婚相手となる異性と出会う機会の減少や不安定な若者の生活基盤などが背景としてあげられる。
- イ 本県の 20 代・30 代の所得分布は、低所得層にシフトしている。

(1) 未婚率の上昇

(単位：%)

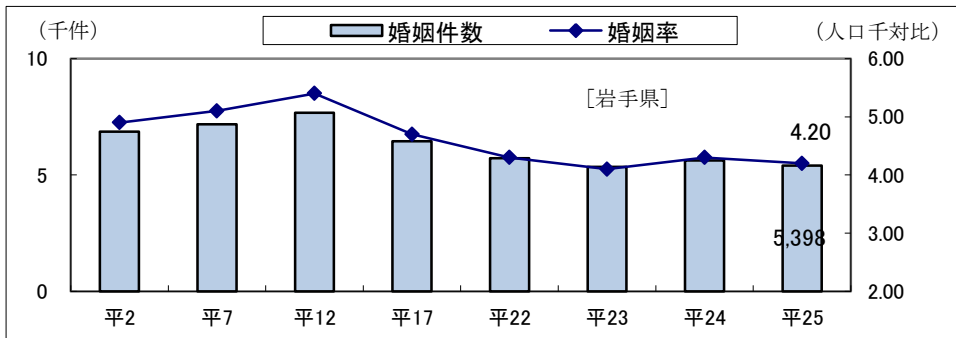
		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
		平成2年	平成22年	平成2年	平成22年	平成2年	平成22年	平成2年	平成22年
男性	全国	64.4	69.2	32.6	46.0	19.0	34.8	11.7	28.0
	岩手県	61.7	64.6	34.9	45.1	20.0	35.4	10.9	29.9
女性	全国	40.2	58.9	13.9	33.9	7.5	22.7	5.8	17.1
	岩手県	37.9	52.3	12.7	31.1	6.6	21.0	5.1	15.8

(資料：総務省「国勢調査」)

未婚率は、男女を問わず、全国、本県とも上昇している。男性においては 40～44 歳の未婚率が、女性においては 25～34 歳の未婚率が大幅に上昇している。

また、本県では、男性の 35～44 歳の未婚率が全国数値を上回っている。

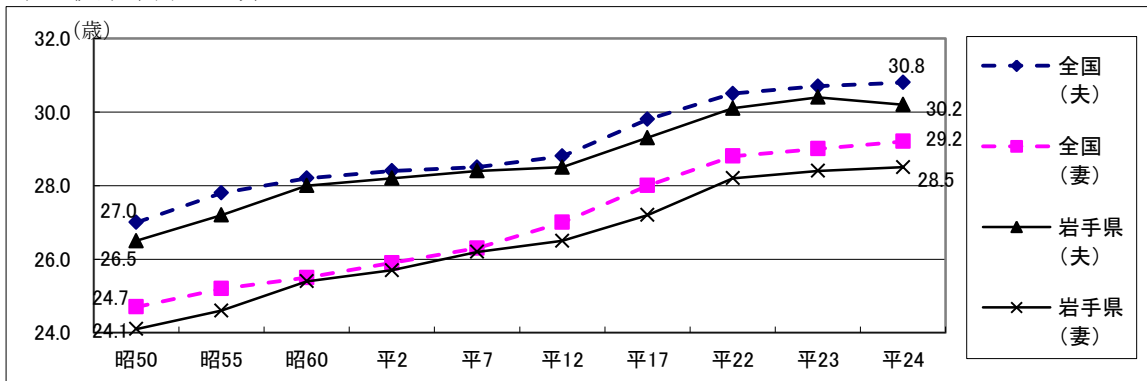
(2) 婚姻件数、婚姻率は横ばい傾向



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

本県における婚姻件数、婚姻率（人口千人当たり割合）とも近年は、横ばい傾向にある。

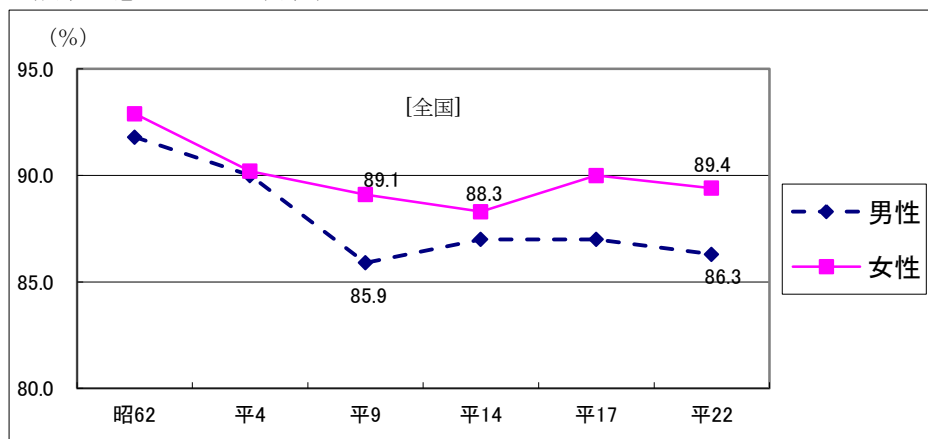
(3) 平均初婚年齢の上昇



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

平均初婚年齢は、一貫して上昇傾向にあり、本県では、昭和 50 年と比較し平成 24 年には、夫妻とも約 4 歳上昇している。

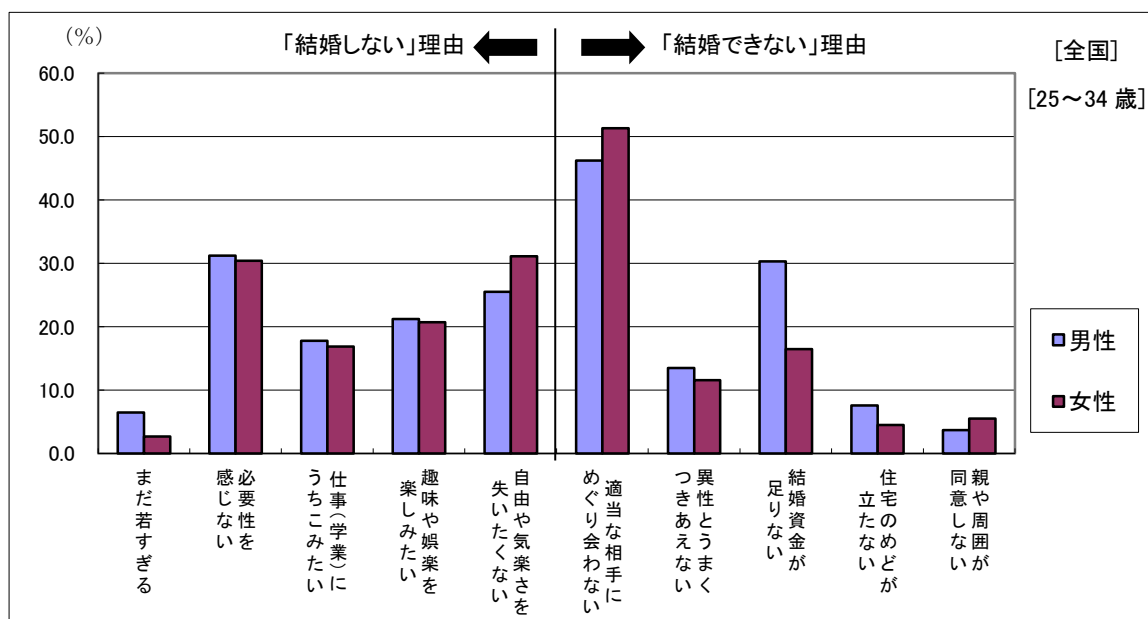
(4) 結婚の意思を持つ未婚者



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

全国の調査における結婚の意思を持つ未婚者は、平成14年以降、下げ止まりが見られていたが、近年は再び減少している。

(5) 結婚していない理由

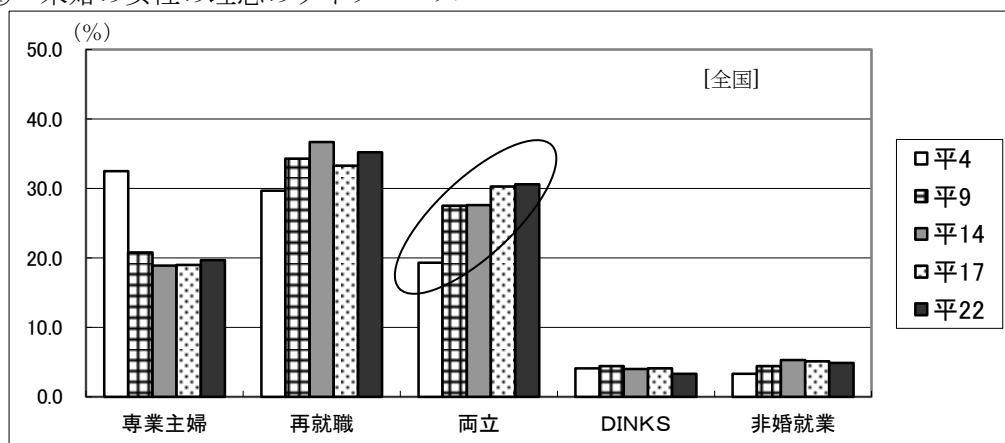


(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

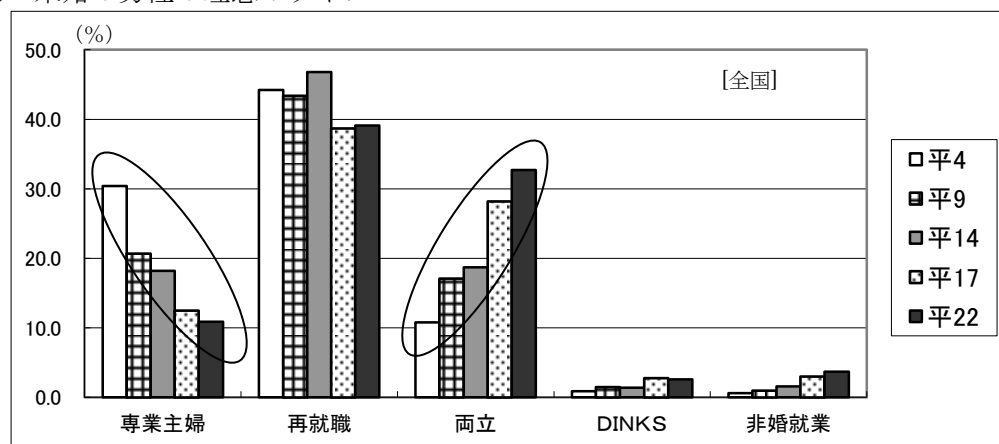
全国の25~34歳未婚者が独身にとどまっている理由は、「適切な相手にめぐり合わない」が最も多くなっている。また、結婚しない理由として「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」といった項目が高くなっているほか、男性で結婚できない理由として「結婚資金が足りない」との項目も高くなっている。

(6) 未婚者が希望するライフコース

① 未婚の女性の理想のライフコース



② 未婚の男性の理想のライフコース

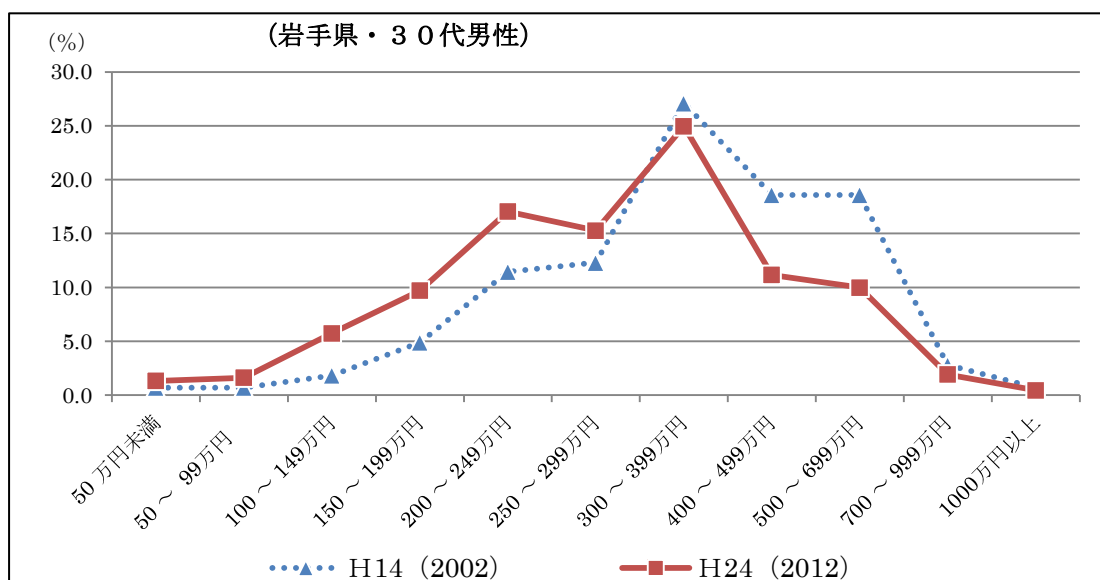
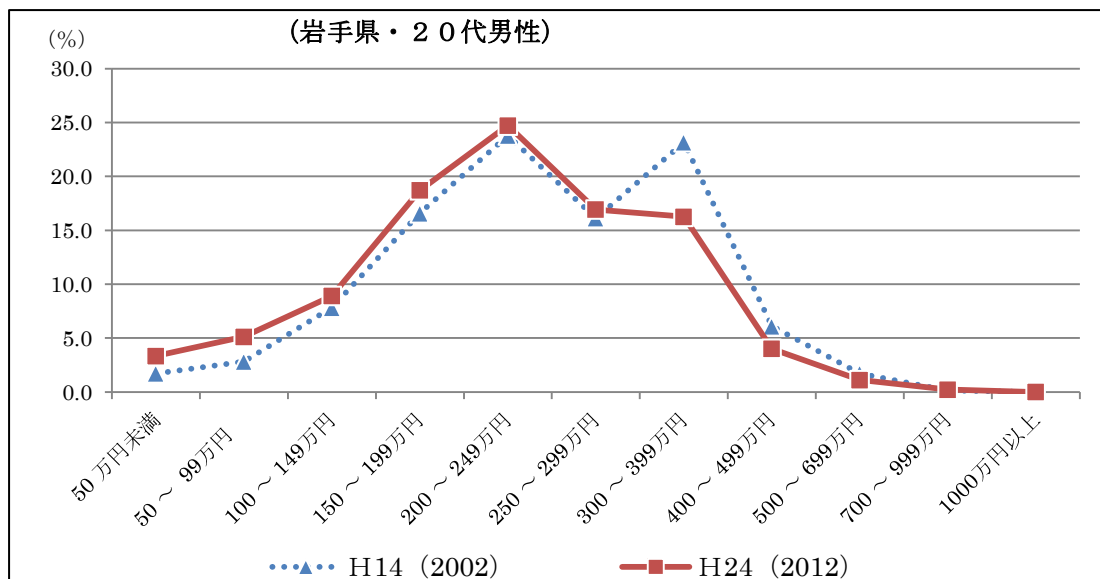


(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

未婚の女性の理想のライフコースでは、仕事と子育ての両立が増加している。また、男性が期待する女性のライフコースをみても、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は減少している。

- 専業主婦 (結婚し、家事や育児に専業する)
- 再就職 (結婚し、一旦は仕事を辞めるが、再就職する)
- 両立 (結婚し、家庭や子育てと仕事を両立する)
- DINKS (結婚し、子どもは持たずに仕事を続ける)
- 非婚就業 (結婚せず、仕事を続ける)

(7) 収入階級別雇用者数の割合



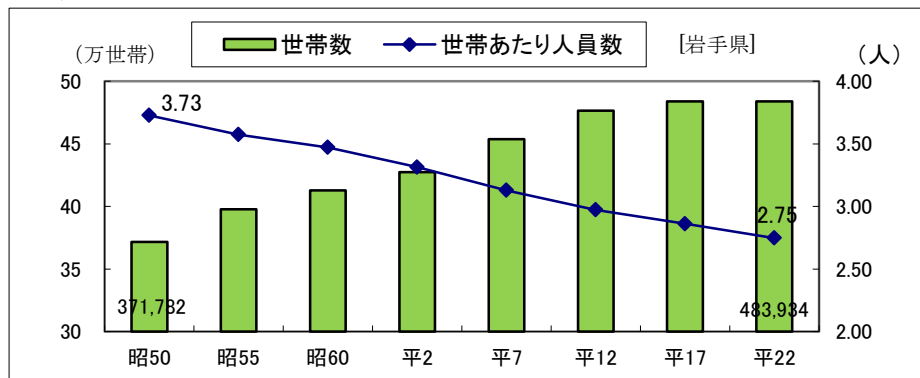
(資料：総務省「就業構造基本調査」)

本県における20代・30代男性の所得分布は、10年前と比較して年収300万円未満が増加し、300万円以上が減少している。

3 子育て家庭の状況

- ア 本県の世帯数は増加しているが、世帯人員は減少しており、核家族化が進行している。
 イ 働く女性の割合やひとり親世帯数が増加しており、保育所待機児童も増加している。

(1) 核家族化の進行



（資料：総務省「国勢調査」）

本県の世帯数は増加していますが、世帯当たり人員数は減少（平成22年は2.75人）しており、核家族化が進んでいる。

(2) 働く女性の状況

（人数単位：人）

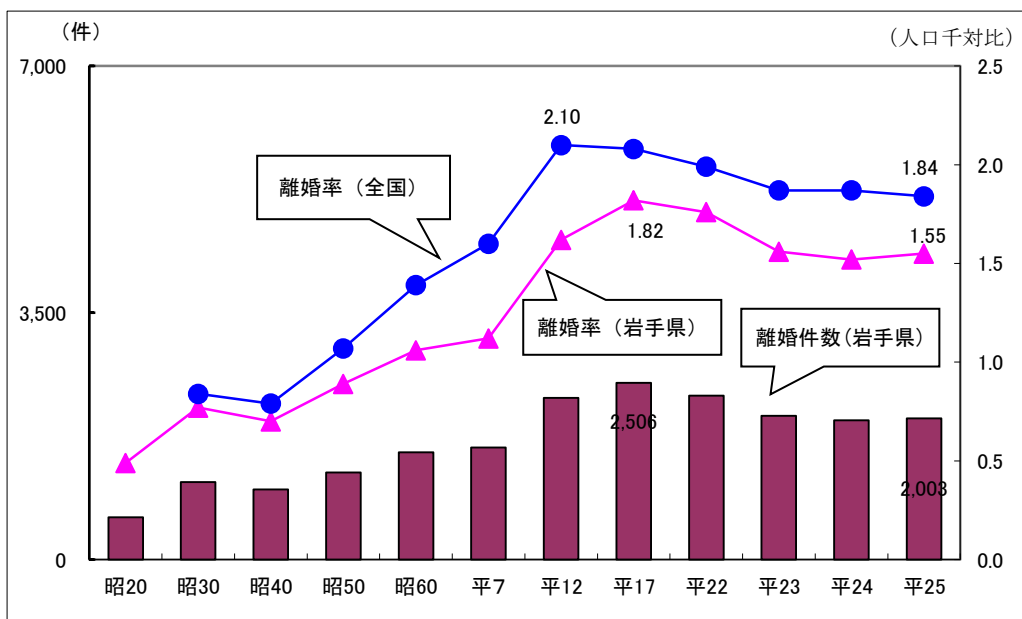
〔岩手県〕	昭和50	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
雇用者総数	370,241	453,661	488,882	528,990	540,204	512,099	482,904
女性雇用者数	131,899	179,606	202,516	221,962	231,155	227,429	221,108
女性雇用者の割合	35.6%	39.6%	41.4%	42.0%	42.8%	44.4%	45.8%
女性生産年齢人口 (15～64歳)	485,204	491,474	481,854	469,556	451,653	425,418	396,620
女性生産年齢人口に占める 雇用者数の割合	27.2%	36.5%	42.0%	47.3%	51.2%	53.5%	55.7%

（資料：総務省「国勢調査」）

本県の雇用者総数に占める女性の割合（働く女性の割合）は平成22年は45.8%、女性生産年齢人口に占める雇用者数の割合は平成22年は55.7%となっており、いずれも増加している。

(3) ひとり親世帯の増加

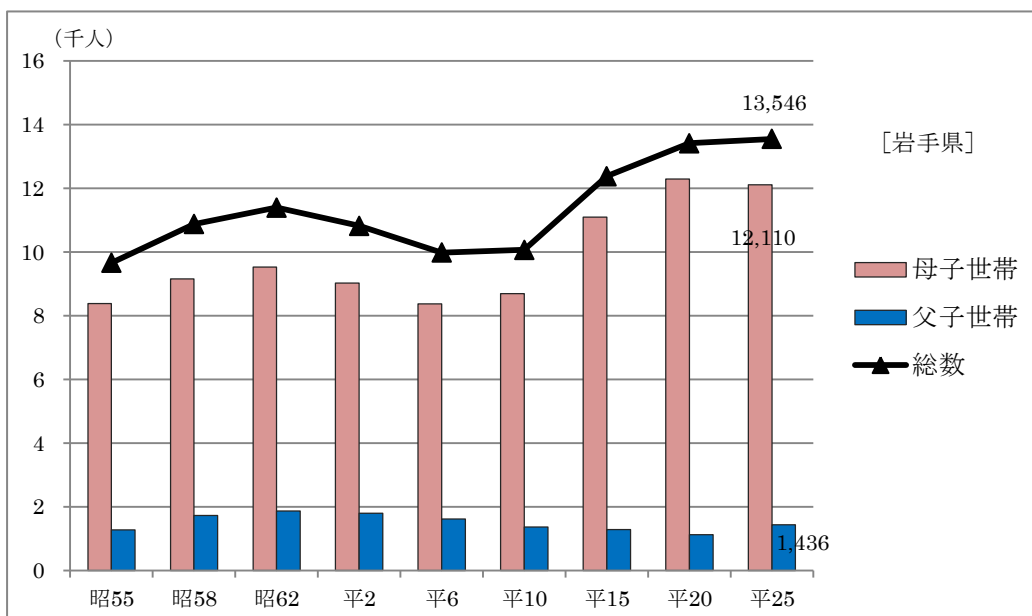
① 離婚件数及び離婚率



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

本県の離婚率は全国より低く、離婚件数及び離婚率（人口千人当たり割合）とも横ばいで推移している。

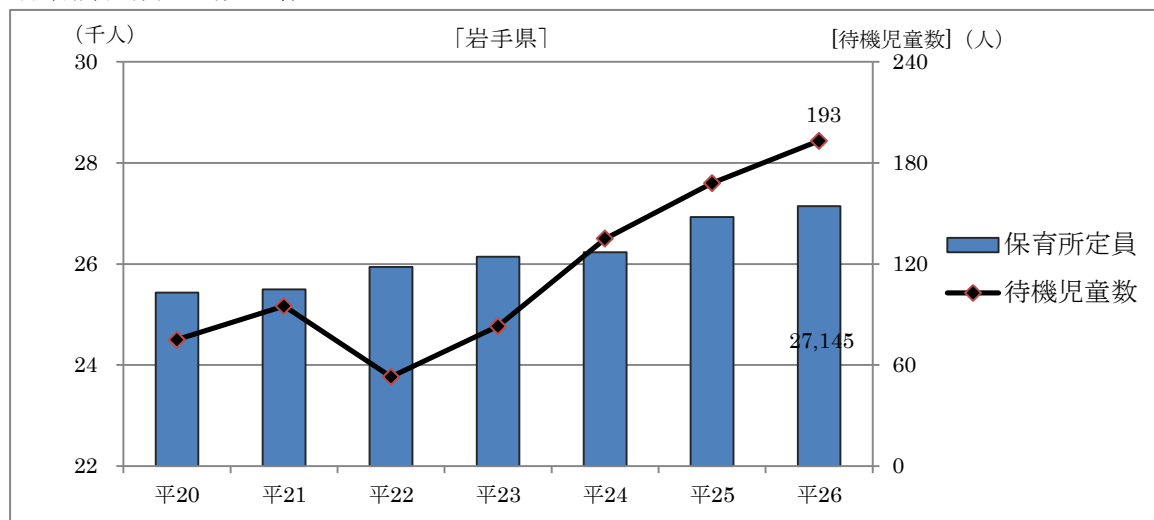
② ひとり親世帯数



(資料：岩手県母子世帯等実態調査基礎調査)

本県におけるひとり親世帯は増加傾向にあり、平成25年は13,546世帯となっている。

(4) 保育所待機児童数の増加



(資料: 子ども子育て支援課調)

本県における保育所定員は増加しているものの、保育所待機児童数(各年度4月1日現在)も増加している。

(5) 一般事業主行動計画策定状況

[岩手県・平成26年3月末現在]

常時雇用する労働者数	100人以下	101～300人	301人以上	合計
策定届の届出企業数	236社	338社	110社	684社
届出率	—	100.0%	100.0%	—

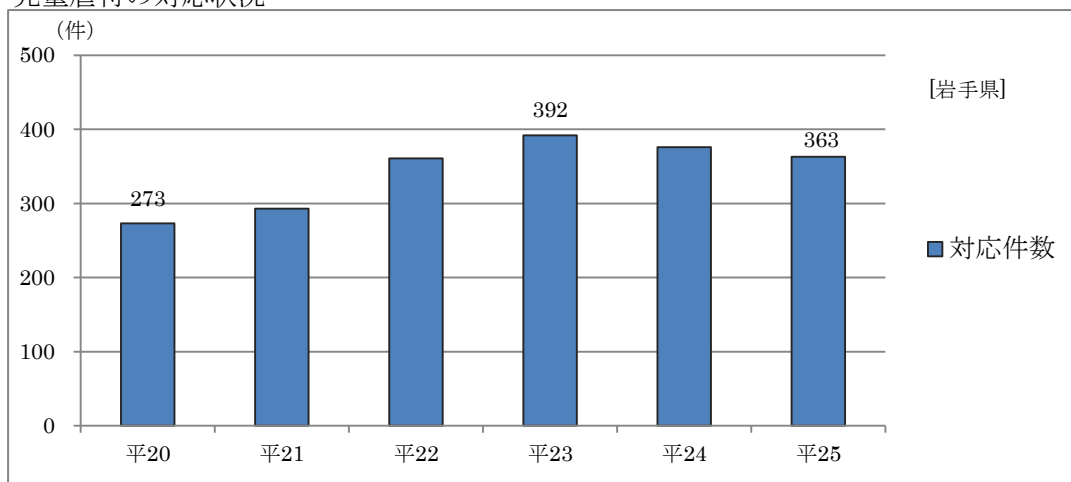
(資料: 厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」)

次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の企業においては、一般事業主行動計画の策定が義務付けられているが、本県では、101人以上の企業の全てにおいて計画を策定している。

4 子どもの状況

ア 本県の児童虐待対応件数は、平成 24 年度から減少している。
 イ 本県の社会的養護（施設入所等）を必要とする児童数（人口 10 万人あたり）は横ばいであるが、里親委託率は上昇している。

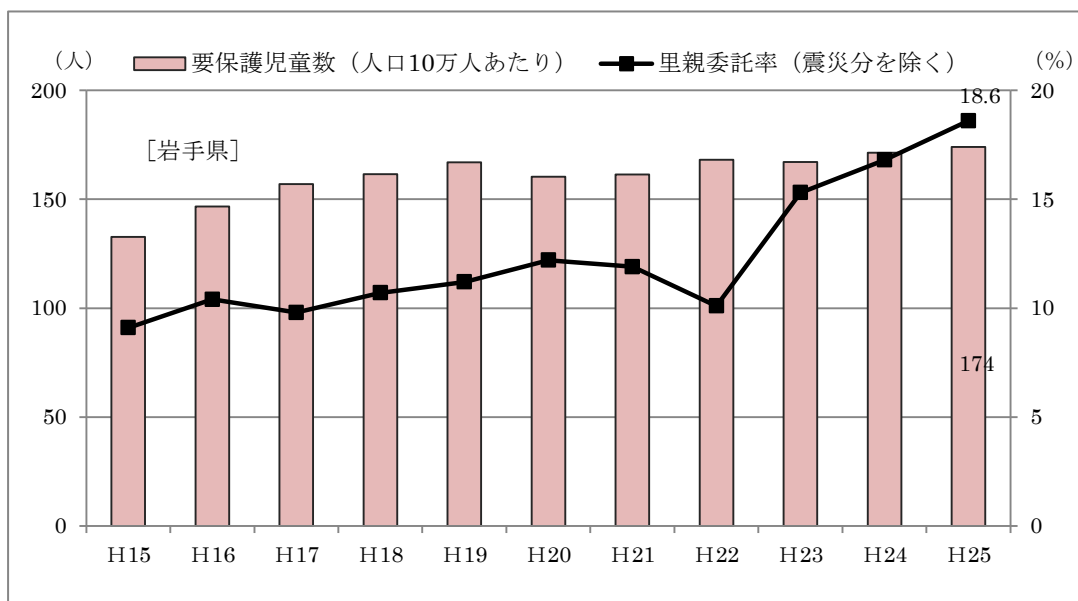
(1) 児童虐待の対応状況



(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

本県の児童相談所における児童虐待対応件数について、平成 20 年度以降増加していたが、平成 24 年度以降減少している。

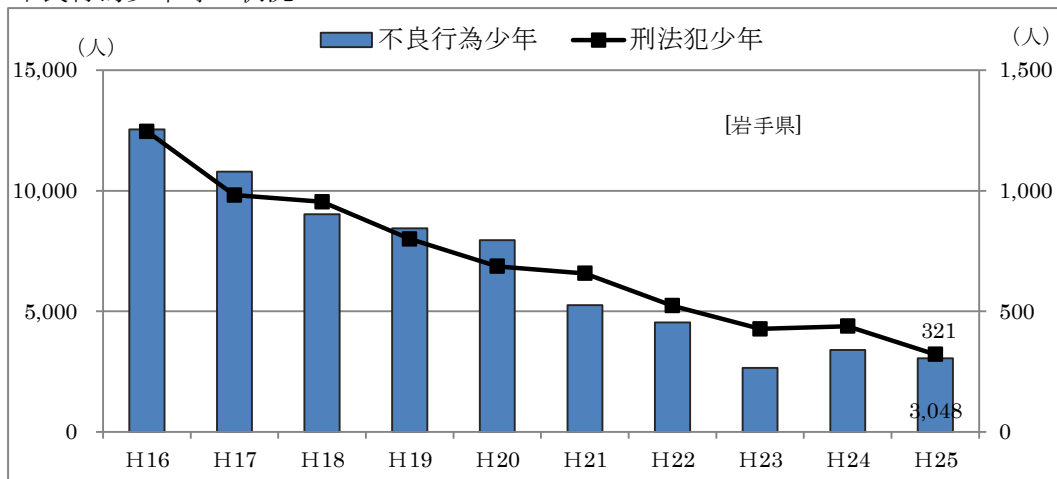
(2) 要保護児童数・里親委託率の状況



(資料：子ども子育て支援課調)

本県の児童人口 10 万人あたりの要保護児童数（施設入所児童及び里親委託児童）は、横ばいで推移しているが、里親への委託割合は上昇している。

(3) 不良行為少年等の状況



(資料：岩手県警察本部「岩手の少年補導」)

本県の不良行為少年（深夜はいかい、喫煙等）、刑法犯少年（万引き、占有離脱物横領等）の検挙・補導人数とも減少している。

子ども・子育てに関する施策推進に向けた検討について

1 本県の子どもと家庭の現状

(1) 少子化の状況

- ア 合計特殊出生率は、昭和 50 年以降低下してきたが、近年では横ばいになっている。
イ 出生数は、依然として減少しており、子どもの割合も一貫して減少している。

(2) 結婚を取り巻く状況

- ア 未婚率、平均初婚年齢は上昇しており、未婚化、晩婚化が進行している。
全国的には、結婚相手となる異性と出会う機会の減少や不安定な若者の生活基盤などが背景としてあげられる。
イ 20 代・30 代の所得分布は、低所得層にシフトしている。

(3) 子育て家庭の状況

- ア 世帯数は増加しているが、世帯あたりの人員は減少しており、核家族化が進行している。
イ 働く女性の割合、ひとり親世帯数や保育所待機児童が増加している。

(4) 子どもの状況

- ア 児童虐待対応件数は、平成 24 年度から減少している。
イ 社会的養護（施設入所等）を必要とする児童数（人口 10 万人あたり）は横ばいであるが、里親委託率は上昇している。

2 近年の子ども・子育てに関する法整備の状況

(1) 子ども・子育て関連 3 法の施行

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「子ども・子育て関連 3 法」に基づく子ども・子育てに係る新たな制度が平成 27 年 4 月から施行される。

(2) 子どもの貧困対策法の施行

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困の対策の推進に関する法律が平成 26 年 1 月に施行された。

3 本県の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 東日本大震災津波復興計画・第2期復興実施計画（本格復興期間）の開始

県では、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする復興基本計画を策定しているが、実施計画は、これを3期に分けて策定しており、第1期実施計画（H23年度～H25年度）に引き続く、第2期実施計画（H26年度～H28年度）を「本格復興期間」と位置づけ、子どもを含む被災者の一日も早い安定した生活の確保への取組をスタートしたところである。

(2) 「今後の岩手県の政策に関する提言～「人口」と「ゆたかさ」の視点から～」

平成26年2月13日の岩手県総合計画審議会から県への提言において、「地域の持続可能性を高めるためにも、子育てについては、きめ細かな支援とともに、(略)子どもの「生きる力」を育む取組を社会全体でさらに進めていく必要がある」とされ、また、「日本一子育てしやすい地域をつくる」よう提言されたところである。

(3) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」

政府が平成26年6月24日に閣議決定した基本方針において、経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題として少子化対策が掲げられ、「少子化危機ともいふべき現状を突破していかなければならない」とされ、少子化対策を充実していくとされたところである。

4 条例制定の必要性

本県の子どもと家庭を取り巻く状況は、各種指標が示すとおり、少子化の進行等、依然として厳しい状況にあり、このことに対応していくためには、**若者が家庭や子育てに希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していくことが必要である。**

県としては、これまで以上に、本県の未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境の整備を進めていくという強いメッセージを県民に対して伝えるとともに、計画的・持続的にその取組を推進していくことが必要と考えている。

そのため、**基本的な考え方**やそれぞれの主体の役割を明らかにするとともに、**県全体で子どもや子育てへの支援を進めていくことを共有**するためにも、県が定める最上位の法令である**条例を制定**することが必要と考えたもの。

5 条例の目的（案）

本県の条例においては、①**基本的な理念**を定める、②**県の責務**や市町村等の役割を明らかにする、③**施策の基本**となる事項を定めることにより、若者が家庭や子育てに希望を持ち、将来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進め、**子ども子育ての希望**がかなえられる**社会の実現**に寄与することを目的としたい。

6 条例における基本理念（案）

条例における基本理念（基本的な考え方）として、次の①～④に掲げる事項を基本としながら、子どもや子育てへの支援は**社会全体で推進されるべき**である旨の内容を規定したい。

- ① 子どもの権利及び利益が**最大限に尊重**されること。
- ② 結婚、出産及び子育てに関する**個人の価値観が尊重**されること。
- ③ 父母をはじめとする保護者が、子育てについての**第一義的責任を有する**ものであること。
- ④ 県、市町村、県民、保護者及び事業者が**相互に連携し、協力**すること。

7 条例における基本的施策（案）

子どもや子育てへの支援を推進するため、取組の方向性として、次の内容を規定したい。

① 未婚者への取組

若者が家庭及び子育てに希望を持てる環境を整備するため、若者の交流活動の促進や男女がともに子育てをする意識の醸成を図るとともに、若者の豊かな心づくりに向けた支援を推進する。

② 子育て家庭への取組

子育て家庭を支援するため、みんなで子育てを支援する地域づくりや子育てにやさしい職場環境づくりを推進するとともに、親子の健康づくり、子育て相談体制や保育サービスの充実に向けた取り組みを推進する。

③ 子どもへの取組

子どもの健全な育成を支援するため、地域における子どもの健全な育成を目的とした活動を支援するとともに、保護を必要とする子どもの福祉の増進を図る。

8 条例を制定することの効果

- (1) 県の子ども・子育て支援施策の**普遍的な方向**について明らかにできること。
- (2) 県の最上位の法令である条例で定めることにより、県としてこれまで以上に子育て環境の整備を推進していくという**強い意志**を県民に伝えることができること。
- (3) 県の責務や市町村等の役割の規定は、法令としての条例を制定することにより**実効性を確保**することができること。

条例の検討に当たっての論点について

本県における子ども・子育てに関する施策推進のための条例の制定に向けた検討にあたり、次の点について、御意見・御議論をいただきたいこと。

論点 1 条例の必要性について

資料2の4のとおり、本県における今後の子ども・子育てに関する施策の推進ために条例を制定することを検討しているものであるが、そもそも**条例を制定すること**に対する御意見・御議論をいただきたいこと。

論点 2 条例の目的について

資料2の5のとおり、①**基本的な理念**を定め、②**県の責務等**を定め、③**施策の基本的事項**を定め、将来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めることで、最終的には、**子ども子育ての希望がかなえられる社会の実現**に寄与することを目的として、子育て支援に関する条例制定を検討しているが、この目的について、御意見・御議論をいただきたい

論点 3 条例における基本理念について

資料2の6のとおり、子どもや子育てへの支援は、次の①～④の事項を基本としながら、**社会全体で推進されるべき**である旨の内容を規定したいと考えていること。

- ① 子どもの権利及び利益が**最大限に尊重**されること。
- ② 結婚、出産及び子育てに関する**個人の価値観が尊重**されること。
- ③ 父母をはじめとする保護者が、子育てについての**第一義的責任を有する**ものであること。
- ④ 県、市町村、県民、保護者及び事業者が**相互に連携し、協力**すること。

以上の内容について、追加、修正、削除等を含めて、御意見・御議論をいただきたい。

論点 4 条例における基本的施策について

資料2の7のとおり、子どもや子育てへの支援を推進するための基本的施策について、個々具体的な事業を列挙するのではなく、「**未婚者（これから家庭を持つ者）**」「**子育て家庭**」「**子ども**」と支援の対象者毎に**包括的に基本的な施策を規定**したいと考えていること。

その内容は、次のとおりであり、具体的な施策や事業に関することについては、別途、計画を策定していくことを検討しているが、この点について御意見・御議論いただきたい。

- ① 若者が家庭及び子育てに希望を持てる環境を整備するため、若者の交流活動の促進や男女がともに子育てをする意識の醸成を図るとともに、若者の豊かな心づくりに向けた支援を推進する。
- ② 子育て家庭を支援するため、みんなで子育てを支援する地域づくりや子育てにやさしい職場環境づくりを推進するとともに、親子の健康づくり、子育て相談体制や保育サービスの充実に向けた取り組みを推進する。
- ③ 子どもの健全な育成を支援するため、地域における子どもの健全な育成を目的とした活動を支援するとともに、保護を必要とする子どもの福祉の増進を図る。